



大阪教育合同労働組合
講師協議会
第2044号
大阪市中央区北浜東1-17
日本ワールドビル8階
06-4793-0633

講師別枠採用テスト趣旨確認

採用テストが始まる！

講師経験者別枠採用テストが始まりました。この交渉が始まる前に、組合事務局で府教委当局（採用グループ）と話し合いました。このテストの趣旨について、これまでの経緯、とりわけ組合との交渉の中で講師賃金の2級格付けと安定雇用についての対策として、2級格付けするため、採用テストを経て教諭採用することで講師の賃金を是正する、として、そのために府教委が提案してきた制度であることを確認しました。

大阪府受験者状況		講師枠
一般枠受験	(昨年)	
小学校	4344 (4654)	206
中学校	3931 (4259)	93
高校	3344 (3615)	50
その他		40

この制度の趣旨から言えば、大半の受験者が合格して当然なものです。10年、20年と現場で働く中で、忙しくて受験勉強を

7月の講師協議会

講師別枠採用選考テストが始まっています。テストの関係で今月の協議会は28日になりました。また最近賃金の誤支給が頻発しています。この間の状況を分析し、交流したいと思います。多数参加して下さい。

- 記
日時 7月28日(土) 2時～4時
場所 組合事務所
議題
1) 採用テストについて
2) 賃金の誤支給について
3) 職場交流
4) その他

する暇などありません。ペーパーテストの結果が良くないからといって不合格にされるのは制度の趣旨に合いません。あくまでも人物本位に採用が進められるべきです。府教委の出席者もこれまでの経緯を確認し、組合の主張に同意し、「人物本位に採用する。」ことを明言しました。

組合員差別がないよう申し入れる！

また、教育合同組合員の受験者が確定する中で、組合員講師の受験者が、組合員であることなをもつて不利益になることがないように十分に配慮することを申し入れました。府教委は、組合員であることを持つて差別することはあってはならないことである、として組合の申し入れを了承しました。



賃金の誤支給多発！

教諭、講師に関わらず、このところ賃金の誤支給が頻発しています。昨年大阪府の賃金大改悪のあり、号級数を細分化して、4倍の区分にしたために、事務が煩雑になり間違いが多く発生しているのです。ある講師の人は、4月に変更になった自分の号級を不信に思い、問い合わせを確かめたところ、前年と間違っていたことが判明しました。このような間違いは昨年1年間で解消し、07年度からは、きちんと計算されているものと思っていました。今年になってもまだ、ミスが続いています。

市町村SSC

導入の弊害か！

また、八尾の講師は今年度の住民税が、昨年までの3倍もの額で課税されてきたので問い合わせたところ、本人の身体障害者控除の申請がされておらず、そのため、不当に課税されていたことが判明しました。市町村SSCの導入で、今までは府教委の学校総務サービス課で行っていた給与計算の資料入力、学校現場の事務がしなければならなくなり、現場のミスで誤支給が発生したのです。

みなさんの給料は大丈夫ですか？

八尾の講師は、誤課税された金額を訂正するために市役所で課税の不服申告を行い、さらに税務署に出向き「確定申告」をしなければなりません。このために一日仕事を休まなければならなかったのです。みなさんの給料は大丈夫ですか？

年金は受給できるか

今、大方の講師は、10月に更新するとき、辞令を3月31日までにするか、30日までにするか選択していますが、30日までにした場合は、3月分の厚生年金が加入できず、1月分国民年金に加入しなければなりません。また、配偶者を扶養している場合は配偶者も1月分国民年金に加入しなければなりません。放置しておいてもどういいうことはありませんが、長い年月では年金受給のときに大きく影響してきます。辞令を3月31日までにして、4月1日を空けた場合はどうなるのか、研究する必要があります。

